

＊北海道公報		発行 北海道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
規 則		
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則.....		(人事課) 1
規 則		
機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。 平成16年4月1日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第93号		
機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則 (保健所長事務委任規則の一部改正)		
第1条 保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。		
第6号キ及びク中「負担」の次に「の可否」を加える。		
第12号を次のように改める。		
(12) 削除		
第33号及び第34号を次のように改める。		
(33)及び(34) 削除		
第35号タ中「負担」の次に「の可否」を加え、同号チ中「支給」の次に「の可否」を加え、同号ネ中「負担」の次に「の可否」を加え、同号ノを削る。		
(北海道職員倫理規則の一部改正)		
第2条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。		
別表第1中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。		
2 知事政策部知事室長		
別表第1中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。		
(児童福祉法施行細則の一部改正)		
第3条 児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。		
第12条、第12条の5及び第25条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。		
第26条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、		
第5号を第3号とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。		
2 次に掲げる事務は、保健福祉事務所長に委任する。		
(1) 法第22条第1項の規定による助産の実施に関すること。		
(2) 法第23条第1項の規定による母子保護の実施に関すること。		
別記第13号様式の5及び別記第13号様式の6中「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に、「支庁総務部社会福祉課」を「保健福祉事務所」に改める。		
別記第20号様式の6中「支庁に」を「保健福祉事務所に」に改める。		
(北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正)		
第4条 北海道児童福祉施設費用徴収規則(昭和62年北海道規則第18号)の一部を次のように改正する。		
第2条及び第4条第1項中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。		
第5条第1項中「支庁長又は」を「保健福祉事務所長又は」に改める。		
(北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部改正)		
第5条 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則(昭和34年北海道規則第58号)の一部を次のように改正する。		
第6条本文中「保健所の長」を「支庁長」に改め、同条ただし書を削る。		
(未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正)		
第6条 未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則(昭和35年北海道規則第114号)の一部を次のように改める。		
第4条中「保健所(小樽市の区域に居住する者にとっては俱知安保健所、函館市の区域に居住する者にとっては渡島保健所。以下次条において同じ。)の長」を「支庁長」に改め、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。		
2 前項の規定は、前条第1項に規定する医療費の減免について準用する。		
第5条中「保健所」の次に「(小樽市の区域に居住する者にとっては俱知安保健所、函館市の区域に居住する者にとっては渡島保健所。)」を加える。		
別記様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「支庁長 様」に改める。		
(母子保健法施行細則の一部改正)		
第7条 母子保健法施行細則(昭和57年北海道規則第38号)の一部を次のように改正する。		
第7条を次のように改める。		
(権限の委任)		
第7条 法第21条の2の規定による費用の負担の決定に関する事務は、支庁長に委任する。		
2 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。		
(1) 法第18条の規定による低体重児の届出に関すること。		
(2) 法第19条の規定による未熟児の訪問指導に関すること。		
(北海道保健所条例施行規則の一部改正)		

第8条 北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保健所長」を「支庁長」に改め、同条第2項中「保健所長」の次に「を経由して当該保健所の所在地を所管する支庁長」を加える。

別記様式（表）中「保健所長 様」を「支庁長 様」に改め、同様式（裏）中「保健所長 印」を「 支庁長 印」に改める。

（食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部改正）

第9条 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則（昭和29年北海道規則第122号）の一部を次のように改正する。

第17条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条第2項の規定による手数料の減免に関する事務は、支庁長に委任する。

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第10条 狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「保健所長」を「支庁長」に改める。

（北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部改正）

第11条 北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条本文中「保健所の長」を「支庁長」に改め、同条ただし書を削る。

別記様式中「保健所長 様」を「支庁長 様」に改める。

（社会福祉法施行細則の一部改正）

第12条 社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）の一部を次のように改正する。

第1条の2（見出しを含む。）中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第10条中「所管する支庁長」を「管轄する保健福祉事務所長」に改める。

（民生委員法施行細則の一部改正）

第13条 民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第14条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（権限の委任）

第2条 法第24条第1項第1号及び第2号に規定する措置に要する費用の負担に関する事務は、支庁長に委任する。

2 法第6条の3第1項に規定する連絡調整等に関する事務及び同条第2項に規定する助言に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。

第23条中「所管する支庁長」を「管轄する保健福祉事務所長」に改める。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第15条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「支庁長へ」を「権限」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

法第37条第1項に規定する費用の負担の決定に関する事務は、支庁長に委任する。

第27条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「 支 庁 長」を「保健福祉事務所長」に改める。

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第16条 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第25条第1項の規定による費用の負担の決定に関する事務は、支庁長に委任する。

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第11条第1項第1号の規定による連絡及び調整等に関する事務（法第15条の4第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は法第16条第1項第2号の措置に係るものを除く。）及び法第11条第1項第2号イの規定による実情の把握に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。

（北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第17条 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

第20条中「所管する支庁長」を「管轄する保健福祉事務所長」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第18条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改め、同条第5号中「返還」の次に「の額の決定」を加え、同条第6号中「徴収」の次に「の額の決定」を加える。

第3条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第4条第1項中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改め、同条第2項中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条第2項及び第9条の2中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第11条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改め、「おいては」の次に「、当該交付に要する保護費の額を決定し」を加え、「送付するとともに、これが交付に要する保護費

を当該町村長に交付しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第16条中「すみやかに支庁長」を「速やかに保健福祉事務所長」に改める。

第17条中「写」を「写し」に、「すみやかに支庁長」を「速やかに保健福祉事務所長」に改める。

第18条、第19条、第21条第1項及び第26条第2項中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

別記第16号様式中「支庁長 氏名」を「保健福祉事務所長 氏名」に改める。

別記第17号様式から別記第18号様式の3までの規定中「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に改める。

別記第19号様式末尾欄外備考中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

別記第21号様式の2中「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に、「支庁へ」を「保健福祉事務所へ」に改める。

別記第25号様式中「支庁長 氏名」を「保健福祉事務所長 氏名」に改める。

別記第27号様式中「支庁長 氏名」を「保健福祉事務所長 氏名」に、「支庁に」を「保健福祉事務所に」に、「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に、「支庁あて」を「保健福祉事務所あて」に改める。

別記第32号様式中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に、「当支庁」を「当保健福祉事務所」に改める。

別記第32号様式の2中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改め、同様式（別紙）中「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に改める。

別記第33号様式中「支庁長 氏名」を「保健福祉事務所長 氏名」に、「支庁長 様」を「保健福祉事務所長 様」に改める。

別記第51号様式中「知事」を「保健福祉事務所長」に、「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

「知事」を「保健福祉事務所長」に、「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

る。

（引揚者給付金等支給法施行細則の一部改正）

第19条 引揚者給付金等支給法施行細則（昭和32年北海道規則第110号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第4条第2項を削る。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正）

第20条 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和34年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第2項及び同条第3項中「支庁長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第21条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4号に規定する」を「支庁以外の」に、「次に各号の区分により、速やかに当該各号に定める部局長（滞納者の住所等が北海道以外の地にあるときは、）を「速やかに当該滞納者の住所地を所管する支庁長（支庁長の所管に属する出先機関の所掌に係る収入金の徴収にあっては当該滞納者の住所地を所管する出先機関の属する支庁長、滞納者の住所等が北海道以外の地にある場合にあっては）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号の区分の例により当該滞納者の財産の所在地の所管する部局長（滞納者の財産の所在地が北海道以外の地にあるときは、）を「当該滞納者の財産の所在地を所管する支庁長（支庁長の所管に属する出先機関の所掌に係る収入金の徴収にあっては当該滞納者の財産の所在地を所管する支庁長、滞納者の財産の所在地が北海道以外の地にある場合にあっては）」に改める。

第5条中「（徴収に特に便宜があると認めるときは、土木現業所長又は保健所長）」を削る。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

